

平成30年度山梨県がん患者ピア・サポーター活動促進事業仕様書

この仕様書は、山梨県（以下「県」という。）が、がん患者ピア・サポーター活動促進事業の委託に必要となる事項を作成したものである。

第1 事業の目的

がん患者及びその家族にとって、同じ経験を持つ者による相談支援や情報提供は、重要であることから、がん患者・経験者やその家族がピア（仲間）として体験を共有し共に考えることで、患者、家族等を支援するピア・サポート活動を促進するため、ピア・サポーターの養成研修及びフォローアップ研修を実施し、がん患者の支援の推進を図る。

第2 事業の期間

委託契約締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、事業実施に係る準備等は、契約締結日からとする。

第3 事業の内容

1 ピア・サポーター養成研修

- ① 実施回数 年1回（4回コース。1回当たり2時間30分）
- ② 対象者 がん患者、がん経験者又はその家族
- ③ 内容 講義は、「ピア・サポート入門」、「がん相談からピア・サポートへ」、「拠点病院における相談支援」等とし、実技としてロールプレイ及びグループワークを厚生労働省の研修プログラムに準拠して実施する。

2 ピア・サポーターフォローアップ研修

- ① 実施回数 年1回（1回コース。1回当たり4時間）
- ② 対象者 県主催のピアサポート研修を修了した者
- ③ 内容 講義は、「ピア・サポートの最新の知識と技能」等とし、実技としてロールプレイ及びグループワークを実施する。

第4 再委託の禁止

委託を受託した者（以下「受託者」という。）は、事業の処理を自ら行うものとし、知事が認める者以外にその処理を再委託することはできないものとする。

第5 報告等

- 一 受託者は、委託契約を締結したときは事業の計画を記載した計画書を、事業が完了したときは事業の結果を記載した報告書を、別に定める様式により、別に定める期日までに知事に提出するものとする。
- 二 受託者は、事業の実施状況を知事から求めがあったときは、随時報告するものとする。

第6 留意点

研修の実施においては次の点に留意するものとする。

- 一 研修を受ける者の個人情報や人権の保護に十分配慮すること。
なお、受託事業に従事する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその事業に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）による罰則が適用される場合があること。
- 二 特定の機関・団体又は個人の批評にならないよう、公正及び中立性を確保すること。
- 三 政治活動、宗教活動、営利活動等、公正又は中立性に疑念を持たれるような活動を行わないこと。